

墨田区のお知らせ2014.9.21 NO.1759 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2面…臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
- 3・4面…講座・教室・催し

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

すみだと全国の旬間歳時記

●9月23日：葛飾北斎が生まれた日
 宝暦10年(1760年)のこの日、世界的に評価の高い絵師・葛飾北斎が本所割下水(現在の亀沢)付近で生まれた。区では、すみだにゆかりの深い北斎を、区民の誇りとして永く顕彰するため「すみだ 北斎美術館」(平成28年度完成)の建設工事に、今年7月着工した。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

10月4日(土)・5日(日)開催!

すみだまつり こどもまつり



家族みんなで楽しめます

すみだの秋を彩る一大イベント「すみだまつり・こどもまつり」を、10月4日(土)・5日(日)の2日間、錦糸公園(錦糸4-15-1)を中心に、今年も

区民の皆さんとの協働で開催します。催しの詳細や会場までの無料巡回バスのコースなどは、9月28日(日)の新聞に折り込まれるプログラム、または、すみだまつり・こどもまつり公式ホームページをご覧ください。プログラムは、文化振興課(区

役所14階)、各出張所、区内の一部の信用金庫等でも9月30日(火)以降に配布します。

皆さん、お誘い合わせのうえ、ご来場ください。
【問合せ】すみだまつり実行委員会事務局(文化振興課文化行事担当内) 公5608-6181

主なプログラム



2日間共通

- ▶**模擬店・物産展**(錦糸公園ふれあい広場) = 様々な模擬店、区とゆかりのある都市等の物産展
- ▶**こどもあそびコーナー**(区総合体育館サブアリーナ) = 手作りおもちゃ製作、昔の遊び体験等
- ▶**わんぱく広場**(錦糸公園野球場) = 人工芝の上で様々な遊び体験

10月4日(土)

- ▶**オープニングステージ**(午後0時45分～1時45分/体育館ステージ) = すみだ親善大使認定式、ポスターコンテスト表彰式等
- ▶**キャラクターショー**(午前11時～11時45分・午後1時～1時45分/野外ステージ) = 「それいけ!アンパンマン」ショー

10月5日(日)

- ▶**こどもまつりパレード**(午前9時15分～/業平小学校～錦糸公園)
- ▶**民謡流し踊り**(午前11時～/北斎通り)
- ▶**キャラクターショー**(午前11時半～午後0時半/体育館ステージ、午後2時～3時/野外ステージ) = 「烈車戦隊トッキュウジャー」ショー



子どもたちが心から楽しめるおまつりをめざしています

すみだまつり実行委員
 滝谷 千江子さん(左)、工藤綾子さん(右)

私たちが担当している、こどもあそびコーナーの手形スタンプは、毎年、行列ができるほどたくさんのお子どもたちで賑わっています。子どもたちの手にインクをつけ、色紙に手を押し当て、インクを洗い流すという作業の繰り返しですが、立ち仕事であるうえ、事故などがないように常に気を配っているので大変です。それでも、子ど

もたちの喜ぶ姿を見たり、「ありがとう」とお礼を言ってもらえたりすると、疲れが吹き飛びます。

こどもまつりは、その名のとおり子どもたちのためのおまつりです。大人が考える「子ども向け」ではなく、子どもたちが心から楽しめるおまつりになるよう、これからも子どもたちの希望を取り入れながら運営に当たってまいります。

第15代すみだ親善大使が決定!

第15代「すみだ親善大使」が決まりました。すみだまつりから1年間、区や地域のイベントなどで、すみだの魅力をPRしていただきます。



(左から)馬屋原 藍さん、長江真依さん、濁川直子さん



受給申請を受け付けています 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給しています。対象となる方は、忘れずに申請してください。

■臨時福祉給付金

【対象】基準日(平成26年1月1日)現在、26年度特別区民税(均等割)が課税されていない方

【申請期限】27年1月5日(必着)

【問合せ】▼墨田区臨時給付金ご案内専用ダイヤル ☎6667-6409 ▼厚生課臨時給付金担当 ☎5608-1224

【子育て世帯臨時特例給付金】
【対象】基準日(平成26年1月1日)現在、26年1月分の児童手当の受給者
*課税者に扶養されている方や生活保護受給者を除く
*対象者1人につき1万円 *次の要件に該当する対象者には5000円を加算
▼高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
▼児童扶養手当・特別障害者手当の受給者 など
*複数の加算に該当する場合も、加算額は1人につき5000円まで

【申請期限】27年1月5日(必着)

■児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の人数	限度額(給与収入額の目安)
0人	833万3000円
1人	875万6000円
2人	917万8000円
3人	960万円



「すみだボランティアまつり」バザー用品

10月26日(日)に第四吾婦小学校(京島3-64-9)で「すみだボランティアまつり」を開催します。この催しで行うチャリティバザーへの寄付物品を募集します。

【対象品目】家庭用雑貨・衣類・日用品など *未使用(新品)の物を持参【申込み】平日の午前9時〜午後5時半に寄付物品を持って直接、すみだボランティアセンター(東向島2-17-14) ☎3612-2940へ

*受け付けは10月17日まで



ぜひ、ご利用ください 1時間単位で利用できる自転車駐車場

錦糸町駅・両国駅付近の高架下にて1時間単位で利用できる自転車駐車場を、新たに整備しました。ぜひ、ご利用ください。

【利用開始日時】10月1日(水) 午前10時〜【利用】▼JR錦糸町駅付近(四ツ目通り沿い) JR高架下(錦糸1-2地先) ▼JR両国駅付近(国技館通り沿い) JR高架下(横網1-3地先)

【利用料金など】1回の利用につき、利用開始時〜2時間 無料
▼2時間経過後 1時間ごとに100円 *利用開始時〜24時間ごとの上限額は300円
*1回の利用につき、駐輪可能時間は最大72時間 *その他の利用規約については、問い合わせるか、区ホームページまたは場内の利用案内看板を参照【問合せ】土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203



ぜひ、ご利用ください 「墨田区防災マップ」の配布・防災情報アプリ「墨田区防災マップ」の配信

大地震が発生したときの避難場所等を示した「墨田区防災マップ」を、9月中旬に全戸配布しました。いざというときに備えて、事前にご家庭で最寄りの避難場所等を確認していただくとともに、すぐに持ち出すことができる場所へ保管してください。なお、まだ届いていない場合は、お問い合わせください。

【機能】墨田区防災マップの閲覧、GPS機能による現在地周辺の避難施設等の検索と方向表示、すみだ安全・安心メールの登録、防災啓発資料の閲覧、公式ツイッターの確認など【対応端末】Android 4.0以上、iOS 6.0以上 *左のコードを読み込むことでGoogle PlayまたはApp Storeに接続し、ダウンロード可能【費用】無料 *ダウンロードにかかる通信料は自己負担



Google Play



App Store

8-6206

【問合せ】防災課防災係 ☎5608-6206



来て・見て・撮って GTS観光アートラインを巡るフォトラリー2014

墨田区・東京藝術大学・台東区による連携事業「GTS観光アートプロジェクト」で制作したアート作品を巡るフォトラリーを開催します。期間中、4作品以上撮影した方などに、先着で記念品を差し上げます。申込用紙は観光案内所等で配布中です。

【日程】10月4日(土)〜11月9日(日) 午前10時〜午後5時

【記念品】記念品がなくなり次第終了【記念品交換場所】▼産業観光プラザすみだ まち処(押上1-1-2 東京ソラマチ5階) ▼吾妻橋観光案内所(吾妻橋1-16)

【費用】無料【問合せ】観光課 ☎5608-6500

コミュニティ会館の一時休室

梅若橋コミュニティ会館(堤通2-9-1)と横川コミュニティ会館(横川5-9-1)は、空調機器改修工事等のため、一時休室します。なお、学童クラブは通常どおり行います。

【梅若橋コミュニティ会館の休室期間】▶児童室(体育室・グループ室・音楽室・遊戯室)、集会室=10月1日(水)〜11月8日(土) *各部屋の詳細な休室期間は問合せ先へ▶図書室=10月5日(日)、11月4日(火)〜18日(火)【横川コミュニティ会館の休室期間】▶児童室(体育室・グループ室・音楽室・遊戯室)=10月14日(火)〜12月12日(金)▶図書室=11月24日(祝)〜12月19日(金)【問合せ】▶梅若橋コミュニティ会館 ☎3616-1101 ▶横川コミュニティ会館 ☎5608-4500

すみだ やさしいまち宣言

毎月25日は すみだ 家庭の日

未来につながる やさしいまち

区の世帯と人口(9月1日現在)

*住民基本台帳による

世帯	13万8214 (+ 41)
人口	25万7262 (+ 59)
男	12万8559 (+ 43)
女	12万8703 (+ 16)

* ()内は前月比

人が輝く 講座・教室・催し

内容 種別 対象 定員 費用 持ち物 申込み 問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
福祉健康	身体障害者向け「コーヒー講座」	10月29日(水)午後1時半～3時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	内 豆の種類や選び方、おいしいコーヒーの淹れ方を学ぶ 対 区内在住で身体に障害のある方 定 15人(抽選) 費 400円(材料費) 申 講座名・住所・氏名・ファクス番号を直接または電話、ファクスで9月28日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3723・FAX5608-3720へ *申込時に手話通訳・磁気ループの希望可
	もちもちマーケット	10月11日(土)・19日(日)午前10時～正午	子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)	内 使わなくなった衣類や、おもちゃ等の交換会 費 無料 申 当日直接会場へ 問 子育て支援総合センター ☎5630-6351
子ども	子宝カフェ「紙芝居を使って分かりやすく説明!ママと子供のためのスキンケア&ワンポイントメイクアドバイス」	10月19日(日)午前10時15分～11時45分		対 親子 定 先着10組程度 費 無料 申 事前に催し名・住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス、子どもの氏名・年齢を、ファクス、またはEメールで、すみだkomachi 荘司 ☎090-4619-0449・FAX5630-6352・✉sumida_komachi@yahoo.co.jpへ 問 子育て支援総合センター ☎5630-6351
	若年者向け就職活動支援セミナー「女性のための就職準備セミナー」	10月6日(月)午後1時半～4時半	区役所会議室122(区役所12階)	対 39歳以下で就職を希望する女性 *学生も可 定 各日先着20人 費 無料 申 事前に若者サポートコーナー(区役所1階) ☎5608-6834へ
仕事・産業	▶ どんな働き方が私にあってほしい仕事の選び方	10月7日(火)午後1時半～4時半		内 女性のライフステージごとに発生する働く上での不安を解消し、就職活動の流れや求人情報の集め方を学ぶ
	▶ 第一印象UP! 就活に役立つマナー・メイクアップ	10月7日(火)午後1時半～4時半		内 選考時の第一印象を良くするためのマナーやメイク方法を学ぶ 持 普段使用しているメイク道具など *スーツを着用して参加
	若年者向け就職活動支援セミナー「VTR撮影でアナタの課題がわかる! 模擬面接」	10月14日(火)午後1時半～3時半		内 模擬面接の様子を撮影した映像を見ながら、面接時における自身の課題と対応策を学ぶ 対 39歳以下で就職を希望する方 *学生も可 定 先着8人 費 無料 申 事前に若者サポートコーナー(区役所1階) ☎5608-6834へ
	工業振興スクールパソコンコース「Excelマクロ・VBA入門」(全2回)	10月16日(木)・23日(木)午後6時～9時	すみだ中小企業センター(文花1-19-1)	内 VBAの基本的な用語や変数、基礎構文について学ぶ 対 区内中小企業の経営者・従業員でExcelの基本操作ができる方 定 先着10人 費 7900円(テキスト代込み) 申 9月24日から講座名・住所・氏名、勤務先の名称・所在地・電話番号・ファクス番号・業種を電話または、ファクス、Eメールで、すみだ中小企業センター ☎3617-4351・FAX3617-4340・✉school@techno-city.sumida.tokyo.jpへ *申込みは10月8日まで
IT活用セミナー「中小企業もクラウドを活用すれば、こんなことができる! “中小企業のクラウド活用事例とそのメリット”」	10月22日(水)午後6時～8時		対 区内中小企業の経営者・従業員 定 先着30人 費 無料 申 9月24日から講座名・住所・氏名、勤務先の名称・所在地・電話番号・ファクス番号・業種を電話または、ファクス、Eメールで、すみだ中小企業センター ☎3617-4351・FAX3617-4340・✉school@techno-city.sumida.tokyo.jpへ	
文化・スポーツ	キンボールスポーツ体験教室	9月27日(土)午前10時半～正午	立花体育館(立花1-25-10)	対 区内在住の小学生以上 費 無料 持 室内用の運動靴、飲物 申 当日直接会場へ 問 スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312
	区民健康スポーツデー	10月13日(祝)午前9時半～午後5時	区総合体育館(錦糸4-15-1)	内 バレーボール・フットサル教室、アーチェリー体験等 対 区内在住の在勤在学の方 費 無料 申 ▶直接=9月28日午前11時から ▶電話=9月28日午後1時から 区総合体育館 ☎3623-7273へ *事前申込みが不要のイベント(体力測定等)も実施 *各イベントの詳細は、問い合わせるか、墨田区総合体育館のホームページを参照
	区民初心者水泳教室(全6回)	10月16日～11月20日の毎週木曜日午後2時～4時	両国屋内プール(横綱1-8-1)	対 区内在住の在勤在学で16歳以上の初心者 定 先着50人 費 3900円 *支払後のキャンセルは不可 申 事前に電話連絡のうえ、直接、両国屋内プール ☎5610-0050へ *水泳帽を持参
	区民体育祭「足利行道山ハイキング」	10月19日(日)午前7時～ *歩程は約4時間半	行道山・両崖山・織姫神社(栃木県足利市) *ロケーションホテル錦糸町(錦糸4-6-1)前に午前7時集合 *往復バスを使用	内 行道山・両崖山でのハイキング、織姫神社の見学 対 区内在住の在勤で健康な方 定 先着30人 費 4500円(バス代・保険料込み) 申 事前に費用を持って直接、スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所11階) ☎5608-6312へ *申込みは10月3日まで 問 墨田区野外活動連盟 小林正克 ☎090-2411-0296
	ブックトークボランティア講座(全4回)	10月23日(木)・29日(水)、11月12日(水)・26日(水)午前9時半～11時半	ひきふね図書館(京島1-36-5)	内 テーマに沿って子どもたちへ本を紹介する「ブックトーク」について学ぶ 対 全日程参加でき、講座修了後、ブックトークボランティアとして区内の小学校等で活動できる方 定 先着25人 費 無料 申 9月22日午前9時から電話で、ひきふね図書館 ☎5655-2350へ *詳細は、申込先で配布中のチラシまたは、墨田区立図書館のホームページを参照
イベント	友好都市ホームステイ交流「信州小布施で田舎暮らし体験」	11月1日(土)～2日(日) *1泊2日	長野県上高井郡小布施町 *農家に宿泊 *区役所正面玄関前に午前7時45分集合 *往復バスを使用	内 農村散策ウォーキング、ボルダリング体験、交流会等 対 区内在住で農作業体験ができる小学生以上 *高校生以下は保護者の同伴が必要 定 30人(抽選) 費 8000円(食事代込み) 申 電話で10月10日までに文化振興課文化・国際担当 ☎5608-6212へ
	婚活パーティー	10月5日(日)午後2時～	東武ホテルレバント東京(錦糸1-2-2) *午後1時40分集合	対 おおむね25歳～50歳の独身男性・女性 定 男女各先着30人 費 8000円(軽食代・飲物代込み) 持 名刺、筆記用具 申 事前に氏名・性別・年齢・職業・趣味・電話番号・メールアドレスを、ファクス、またはEメールで東京法人会連合会青年部会第5ブロック 村田 ☎090-1667-1101・FAX3611-1609・✉ken@office-murata.co.jpへ *申込みは9月30日まで

☎=電話 FAX=ファクス ✉=Eメール 🌐=ホームページアドレス

広告 トランクルーム東駒形:月額7,000円～「すみだ見た」で初期費用1,000円引!! 詳しくは ☎0120-816-185 ランドピアへ

人が輝く **講座・教室・催し**

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	かんたん編み物講座「あつたかマフラー作りに挑戦！」(全3回)	10月9日・16日・23日いずれも木曜日午前10時～正午	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)	定 先着12人 費 2800円(材料費・保険料込み) *10月3日までに直接、申込先へ支払 申 9月22日午前9時から電話で、みどりコミュニティセンター ☎5600-5811へ
	カラオケサークル発表会「今年の練習の成果は？」	9月30日(火)正午～午後4時	立花ゆうゆう館(立花6-8-1-102)	対 区内在住在勤の方 定 先着120人 費 無料 申 当日直接会場へ 問 立花ゆうゆう館 ☎3613-3911
	なりひら認知症家族会(ふくの会)	10月4日(土)午後1時半～3時半	なりひらホーム(業平5-6-2)	内 参加者同士の悩みの共有と情報交換 対 区内在住で、認知症の方を介護している方 定 先着10人 費 無料 申 事前に、なりひら高齢者支援総合センター(なりひらホーム内) ☎5819-0541へ
	男性だけのストレッチ教室(全4回)	10月7日～28日の毎週火曜日午前10時～正午	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	対 区内在住で60歳以上の男性 定 15人(抽選) 費 無料 申 9月25日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3721へ
	高齢者英会話教室「声に出して読む英会話」(全5回)	10月7日～11月4日の毎週火曜日午後1時半～3時半	梅若ゆうゆう館(墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内)	対 区内在住で60歳以上の初心者 定 16人(抽選) 費 2000円(CD付テキスト代) 申 9月25日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ *受付は午前9時～午後5時
	高齢者初心者向け太極拳教室(全7回)	10月7日～11月18日の毎週火曜日午後1時半～3時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	対 区内在住で60歳以上の方 定 18人(抽選) 費 無料 申 9月25日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3721へ
	地域福祉活動セミナー「障がいのある子どもの地域生活を支えるために、私たちができること」	10月7日(火)午後2時～4時	すみだ女性センター(押上2-12-7-111)	内 特別支援学校などについての話を聞き、地域の中での支え合いについて考える 対 地域活動に関心がある方 費 無料 申 事前に墨田区社会福祉協議会(東向島2-17-14・すみだボランティアセンター内) ☎3614-3900へ
	高齢者マジック教室「楽しいマジックを覚えてみませんか！」(全3回)	10月8日・15日・22日いずれも水曜日午後1時半～3時半	梅若ゆうゆう館(墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内)	対 区内在住で60歳以上の方 定 20人(抽選) 費 1200円(教材費) 申 9月25日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ *受付は午前9時～午後5時
	すみだ障害者就労支援フェア2014	10月9日(木)～11日(土)午前9時～午後4時	すみだリバーサイドホール1階ギャラリー(区役所に併設)	内 就職者パネル展や就職相談会等 【入場料】無料 申 期間中、直接会場へ 問 すみだ障害者就労支援総合センター ☎5600-2004
	高齢者水彩画教室「初めてでも楽しく描けます！」(全4回)	10月9日～30日の毎週木曜日午後1時半～3時半	梅若ゆうゆう館(墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内)	対 区内在住で60歳以上の初心者 定 16人(抽選) 費 無料 持 スケッチブック、水彩絵の具、筆など 申 9月25日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ *受付は午前9時～午後5時
	介護者教室「カラーセラピー」	10月10日(金)午後1時半～3時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	対 区内在住在勤の方 定 先着20人 費 無料 申 9月22日午前9時から電話で、すみだ福祉保健センター ☎5608-3712へ
	高次脳機能障害講演会「高次脳機能障害って何? “症状を理解する”」	10月17日(金)午後1時半～3時半		内 脳が損傷を受けたことにより発症する高次脳機能障害について学ぶ 対 区内在住在勤の方 定 先着30人 費 無料 申 9月24日午前9時から電話で、すみだ福祉保健センター ☎5608-3712へ
	介護予防のための「歯科医師による口腔ケア講習会」	▶第1会場=10月22日(水)午後1時半～3時 ▶第2会場=10月30日(木)午後2時～3時半	▶第1会場=すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設) ▶第2会場=曳舟文化センター(京島1-38-11)	内 自宅でできる口腔機能向上のためのトレーニング、口腔内検査、口腔機能訓練など 対 区内在住で65歳以上の方 定 各会場30人(抽選) 費 無料 申 10月15日までに高齢者福祉課相談係(区役所4階) ☎5608-6178へ
健康教室「お薬の正しい飲み方・使い方」	10月23日(木)午後2時～3時	八広地域プラザ(八広4-35-17)	定 先着60人 費 無料 申 9月21日午前9時から八広地域プラザ ☎6657-1549へ *申込みは10月21日まで	
身体障害者向け「陶芸教室」(全4回)	10月24日～11月21日の金曜日午後1時半～3時半 *11月14日を除く	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	内 カップやお皿などを作る 対 区内在住の18歳以上で身体に障害のある方 定 15人(抽選) 費 600円(材料費) 申 講座名・住所・氏名・ファクス番号を直接または、電話、ファクスで9月28日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3723・FAX5608-3720へ *申込時に手話通訳・磁気ループの希望可	

人権・同和問題コラム 52

外国人の人権 “お互いを認め合いましょう”

2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることになり、日本を訪問する外国人旅行者は、ますます増えていくことが見込まれます。日本政府観光局(JNTO)の発表によると、平成26年7月中に日本を訪れた外国人旅行者数は126万9700人となっており、前年同月と比べ26.6%増加しました。また、区内に目を向けると、26年9月1日現在、区民の約26人中1人にあたる9567人の在留外国人が区民として生活しています。

このように、外国人が訪れ、あるいは身近に生活していることが、ごく普通の社会になってきています。しかし、私たちは外国人に対し、肌の色や言葉、文化、宗教、生活習慣が違おうと

いうだけで、気付かないうちに偏見や先入観を持って接していることはないでしょうか。

例えば、外国人という理由だけで、アパート・マンションへの入居や、商店などへの入店を断ったり、就労に関して不合理な扱いをしたりする、ということが実際に起こっています。最近では、「ジャパニーズ オンリー」という英語が掲げられたことで、人権問題であると国内外のメディアに取り上げられたことも記憶に新しいところです。さらに、在日韓国・朝鮮の人などに対する嫌がらせや、過激な言葉で罵るような行為も社会問題となっています。

こうした差別や閉鎖的な態度は、外国人の人権を傷つけることとなります。もし、自分が海

外で外国人というだけで不合理な扱いを受けたり、どのように感じるでしょうか。私たちの考え方や習慣を一方向的に押し付けたり、国籍や人種等だけで判断したりするのではなく、「その人自身」を知ろうとする努力が大切です。

私たち一人ひとりが外国人のもつ文化や多様性を積極的に受け入れ、お互いに理解し合い、ともに助け合っていくことで、全ての人が暮らしやすいまちになっていくのではないのでしょうか。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322